

お客さま各位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 近畿大阪銀行
りそなカード 株式会社

りそなクレジット一体型カード〈クラブポイントプラス〉特約改定のお知らせ

りそなクレジット一体型カード〈クラブポイントプラス〉の特約改定についてお知らせいたします。

記

1. 改定日

2019年2月28日

2. 改定内容

| | 改定前 | 改定後 |
|-------------------|--|--|
| 第8条 (届出事項の変更) | 2. 前項のうち氏名に変更があった場合、あわせて当該一体型カードを当行に提出するものとします。なお、新たに一体型カードが交付されるまでの間、一体型会員は一体型カードを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および両社の故意または過失による場合を除き、当行および両社は責任を負わないものとします。 | 2. 前項のうち氏名に変更があった場合、あわせて当該一体型カードを当行に提出するものとします。なお、新たに一体型カード等が交付されるまでの間、一体型会員は一体型カードを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および両社の故意または過失による場合を除き、当行および両社は責任を負わないものとします。 |
| 第9条 (有効期限) | 1. 一体型カードの有効期限は一体型カード上に表示され、当該有効期限までに退会の申出がない場合で当行および両社が審査のうえ引き続き会員として認める場合には有効期限を更新した新しい一体型カード（以下「更新カード」といいます。）を一体型会員の当行届出住所あてに送付するものとします。両社がクレジットカード機能の引き続きの利用を認めない場合は、当行所定のキャッシュカードを送付するものとします。 2. 有効期限到来まで使用していた一体型カード（以下「旧カード」といいます。）のICキャッシュカード機能は有効期限経過により無効となります。また更新カードのキャッシュカード機能が利用されたときも同様です。 3. 一体型会員が前条第1項の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合でも前項により旧カードのキャッシュカード機能は無効になりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および両社の故意または過失による場合を除き、当行および両社は責任を負わないものとします。 | 1. 一体型カードの有効期限は一体型カード上に表示され、当該有効期限までに退会の申出がない場合で当行および両社が審査のうえ引き続き会員として認める場合には、 <u>当行所定のキャッシュカードを一体型会員の当行届出住所あてに送付するものとし、有効期限を更新した両社所定のクレジットカードを両社届出住所あてに送付します。</u> また、両社がクレジットカード機能の引き続きの利用を認めない場合は、当行所定のキャッシュカードを送付するものとします。 2. 有効期限到来まで使用していた一体型カード（以下「旧カード」といいます。）のICキャッシュカード機能は有効期限経過により無効となります。また前項により送付されたキャッシュカードのキャッシュカード機能が利用されたときも同様です。 3. 一体型会員が前条第1項の届出を怠る等の事由で <u>本条第1項により送付されたキャッシュカードを受領することができない場合でも前項により旧カードのキャッシュカード機能は無効になります。</u> これに伴う不利益・損害等については、当行および両社の故意または過失による場合を除き、当行および両社は責任を負わないものとします。 |
| 第12条 (再発行について) | 1. 一体型カードの盗難・紛失・破損・汚損、または氏名の変更等の理由により一体型会員が希望した場合は、当行所定の書面により当行に届出を行い、当行および両社が審査のうえ、一体型カードを発行します。なお、当行および両社が合理的と認める理由がある場合には一体型カードを再発行しない、または当行所定のキャッシュカードのみを発行することがあります。 2. 前項により一体型カードまたは当行所定のキャッシュカードが再発行される場合には、一体型会員は当行および両社所定の手料を支払うものとします。 | 1. 一体型カードの盗難・紛失・破損・汚損等の理由により <u>一体型会員が希望した場合や氏名変更の場合は、</u> 当行所定の書面により当行に届出を行い、当行および両社が審査のうえ、一体型カードを発行します。なお、当行および両社が合理的と認める理由がある場合は一体型カードを再発行しない、または <u>一体型カードを再発行をせず当行所定のキャッシュカードのみを発行する、または当行所定のキャッシュカードと両社所定のクレジットカードを発行することがあります。</u> 2. 前項により一体型カードまたは当行所定のキャッシュカードおよび <u>両社所定のクレジットカード</u> が再発行される場合には、一体型会員は当行および両社所定の手料を支払うものとします。 |

※下線部分が改定箇所

以上